

第5章 要配慮者等への対応

1 避難所の運営に係る配慮等

(1) 避難スペース

避難所においては、学校の多目的室など既に冷暖房設備が整った部屋や小部屋、仕切られた小規模スペースを、要配慮者の避難場所として充てるよう配慮します。

(2) ニーズ

要配慮者の特性やニーズ（補装具、食料、介護支援、介護用品、筆記用具等）を的確に把握し、迅速に必要な対策を講じます。

要配慮者が周囲の避難者に対して「支援してほしいこと、知っておいてほしいこと」について、要配慮者自身の意思を尊重したうえで、避難者へ「支援してほしいこと、知っておいてほしいこと」について周知します。



(3) 要配慮者等の特性ごとの必要な対応

災害発生直後は避難者が極度のストレス状態にあり、健常な者であっても体調を崩しやすい状態です。要配慮者へは、特に配慮が必要です。

具体的には、室内への優先的避難やアレルギー対応、手話によるコミュニケーション、外国語通訳の派遣等の配慮などです。また、盲導犬などの補助犬については、身体障害者補助犬法により、身体障がい者が公共的な施設を利用する場合に同伴が認められていますが、他の避難者がアレルギーなどを起こす可能性がある場合は、別室を用意するなどの配慮が必要となる場合があります。

※要配慮者等の特性ごとの必要な対応については、資料編「参考資料」を参照

□要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、日本語が不自由な外国人、性的マイノリティ（LGBTQ含む）など、特に配慮を要する者。



(4) 外国人への対応

避難所に外国人が避難されたときに使用できる資料をまとめています。

印刷して避難所に置いておくなど、いざという時にすぐに使えるようにしておく
と安心です。

- 多言語（11言語・6言語）の掲示物（様式22）
- 避難所生活ガイド（様式23）

避難所で生活する時にルールを伝えたい時に使ってください。

簡単な日本語がわかる外国人であれば、やさしい日本語で伝えてください。

やさしい日本語は普段の日本語に少しのやさしさと少しの工夫を加えるだけ
で話せます。

■やさしい日本語のポイント

1 ゆっくりと短く区切って話す

早口で長々と話すと、日本語に不慣れな人はずいていけません。

不自然と感じても、一文一文区切って話してみてください。

2 簡単な言葉に言い換えてみる。

例をあげてみることも有用です。

漢字圏の人は筆談が効果的です。

3 カタカナ・外来語はできるだけ使わない。

和製英語であったり、発音が違っていたりして通じないことが多いです。

4 具体的に伝える。

実物をみせたり、写真やイラストなどで伝えると効果的です。

5 大阪弁を使わない。

日本語学校では「共通語」を勉強します。

共通語で話すと理解されやすいです。

- 災害多言語支援センター

地震などの大きな災害が発生すると、外国人被災者に必要な情報は
外国語でお知らせします。

<https://multilingual-support-center.iho-server.com/>



- 多言語音声翻訳アプリ〈ボイストラ〉（参考資料 P117）

多言語対応のときに使用すると便利です。31言語に対応しています。

ダウンロード・利用は無料です（通信料が別途かかります。）。

2 避難所と福祉避難所・緊急入所施設との連携

(1) 対象者

① 福祉避難所

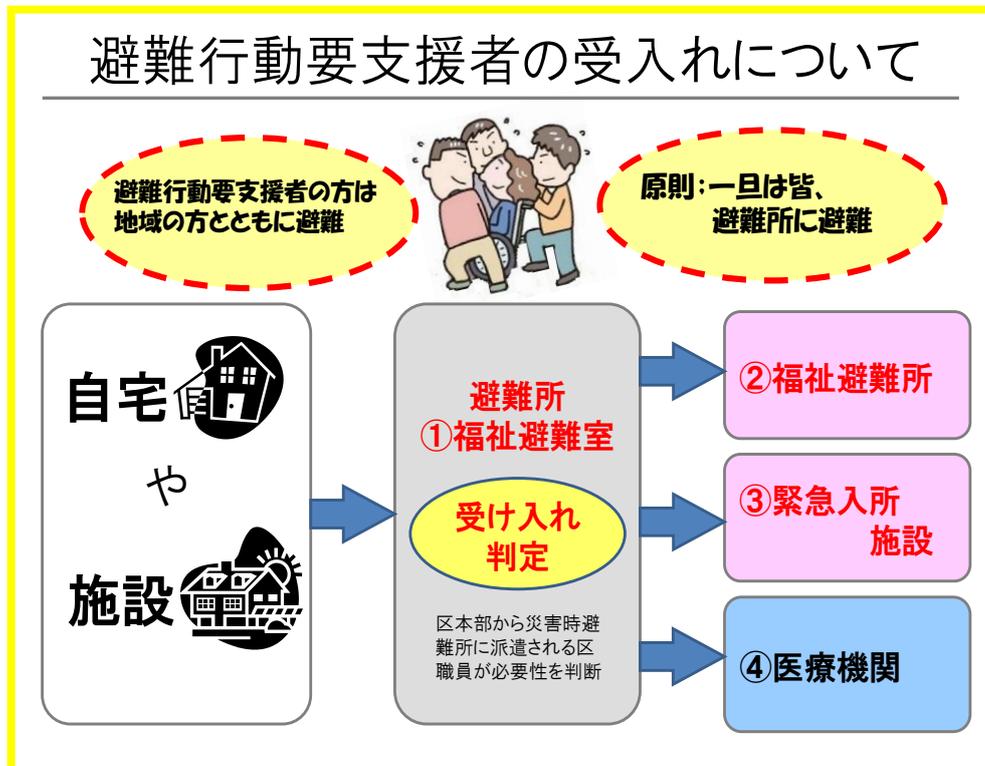
一般の災害時避難所では対応が困難であり、日常生活上の常時介助が必要な者

② 緊急入所施設

福祉避難所では対応が困難であり、常時、専門的な介助・援助が必要な者

(2) 福祉避難所・緊急入所施設の開設・移送

- ・区災害対策本部は、協定締結施設に対し福祉避難所・緊急入所施設の開設を要請します。
- ・避難所で移送担当者が確保できない場合は、施設からの出迎えまたは、ボランティアセンターからのボランティア派遣要請等を検討します。
- ・移送にあたっては、該当者の情報（配慮する事項等）を「福祉避難所・緊急入所施設への申し送り事項（様式 24）」に記入し付帯します。



※福祉避難所は災害時にすぐに開設するものではなく、一般の避難所での避難者の状況等を判断し開設することとなる。

□ 熊本地震派遣職員の声より □

- 福祉避難所等への入所のルールを徹底する必要があると感じました。
- 福祉避難所に近隣の住民が避難されたため、要配慮者の受入れができなかった施設があることが報告されている一方で、5月1日時点で福祉避難所に空きがあったとのことでした。

(3) 判断基準

- 移送の必要性の判断は、区から派遣された保健師等が実施します。
- 区の専門職や保健師の派遣が難しい場合は、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者の連絡会に参画する専門職による、職員の判定業務支援を要請します。

(4) 受入判定（トリアージ）

避難所で、福祉避難室、福祉避難所、病院等への移送が必要な被災者の判断については、次のような観点から判定します。介助者の有無や障害の種類・程度等に応じて優先順位をつけて対応します。

【参考：保健師による保健福祉的視点でのトリアージ（判断基準の例）】

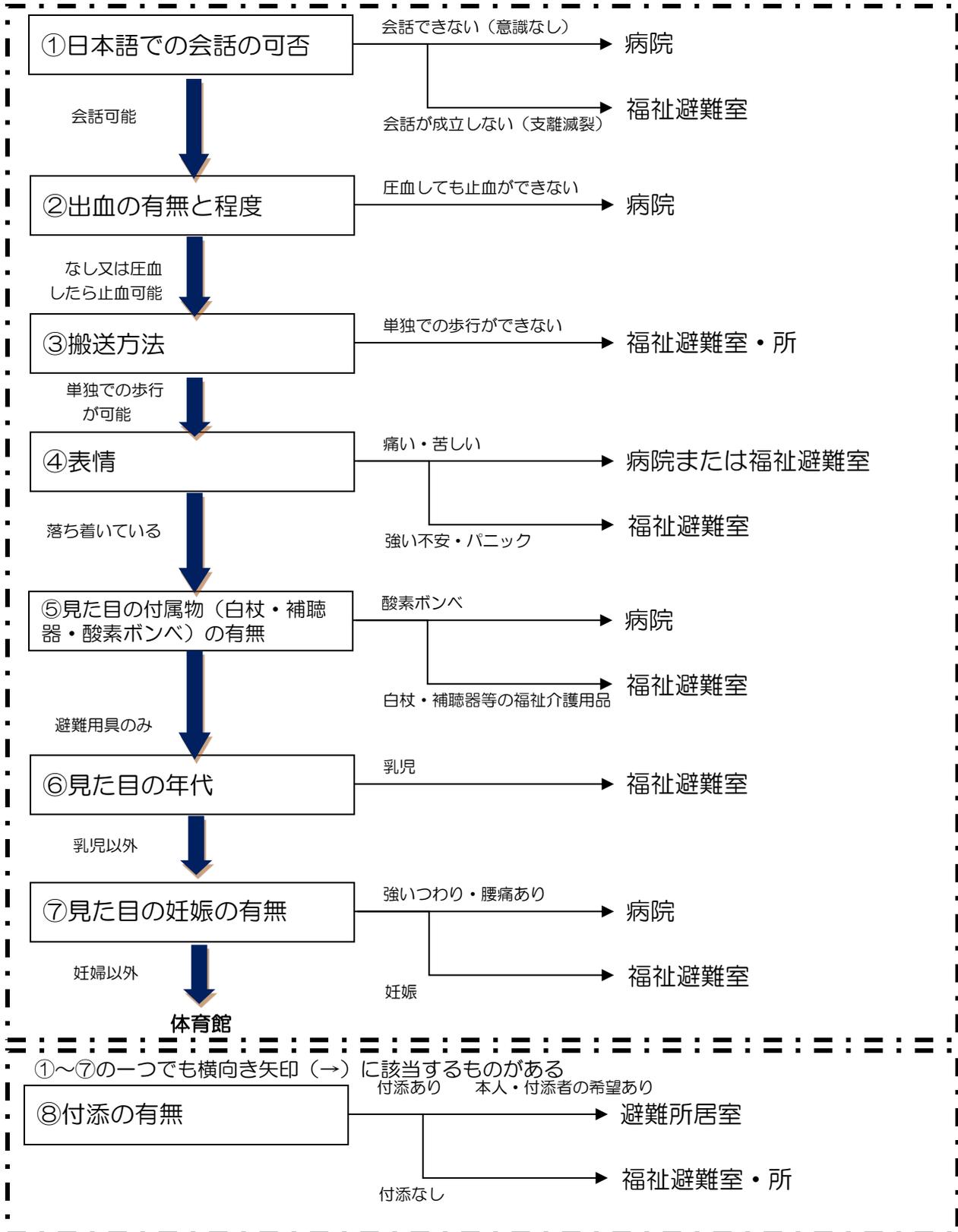
※判断基準は災害規模や被災地の状況で異なるため、参考となる。

ステージ	区分		対象者の具体例
Ⅰ	医療機関や福祉施設で常に専門的なケアが必要	医療機関へ 医療依存度が高く医療機関への保護が必要	人工呼吸器を装着している人 気管切開等があり吸引等の医療行為が常時必要な人
		福祉施設へ 福祉施設での介護が常に必要	重度の障がい者のうち医療ケアが必要でない人 寝たきりで介護が常時必要な人
Ⅱ	他の被災者と区別して、専門的な対応が必要 (福祉避難所や、環境・体制を整えることで生活可能だが、対応できない場合は専門家の支援やライフラインが整った環境での生活を検討する。)	福祉的な対応が必要 福祉的なニーズが高く介護補助等の継続が必要	日常動作や生活面での一部介助や見守りが必要な要介護高齢者（軽中程度の要介護高齢者など）
			精神障がい・発達障がい・自閉症等で個別の対応が必要な人
		医療的な対応が必要 医療的なニーズが高く医療やケアが必要な人	日常動作や生活面で一部介助や見守りが必要な視力障がい者・聴力障がい者・身体障がい者（軽中等度の障がい者など）
			医療的なケアの継続が必要な人（在宅酸素・人工透析・インシュリン注射など）
Ⅲ	医療的なニーズ	慢性的な疾患があるが、内服薬の確保ができれば生活が可能 な人	
		精神的に不安定さや不眠などの症状はあるが、見守りや傾聴などの支援が必要な人	
	福祉的なニーズ	見守りレベルの介護が必要でヘルパーや家族等の支援の確保ができれば、避難所や在宅生活が可能 な人	
高齢者のみ世帯など、ライフラインの途絶により、在宅生活継続のために生活物資の確保に支援が必要な人			
Ⅳ	保健的なニーズ	骨関節系疾患や立ち座りに支障がある高齢者など生活不活発病予防のために、椅子の配置や運動の促しなどの支援が必要な人	
		現状では生活は自立して、避難所や在宅での生活が可能 な人	

出典「大規模災害における保健師の活動マニュアル」（平成 25 年日本公衆衛生協会・全国保健師長会）

受入判定の観点(例) 要配慮者トリアージ

災害時避難所で、福祉避難室・福祉避難所・病院等への移送が必要な被災者を判断する指標の例



出典「内閣府 福祉避難所の確保・運営ガイドライン」